

藤沢市公共工事等低入札価格調査要領

制 定 平成 11 年 4 月 1 日
改 正 平成 12 年 4 月 1 日
改 正 平成 18 年 4 月 1 日
改 正 平成 19 年 4 月 1 日
改 正 平成 21 年 7 月 1 日
改 正 平成 22 年 4 月 1 日
改 正 平成 23 年 4 月 1 日
改 正 平成 25 年 4 月 1 日
改 正 平成 27 年 4 月 1 日
改 正 平成 29 年 4 月 1 日
改 正 平成 31 年 4 月 1 日
改 正 令和 2 年 4 月 1 日
改 正 令和 4 年 4 月 1 日
改 正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされることになるおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けて行う競争入札の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 調査基準価格を設けて行う競争入札（以下「入札」という。）は、工事若しくは製造の請負でその設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。）が1億5千万円以上のものを対象とする。ただし、第7条に規定する調査を実施したならば当該工事若しくは製造の請負に要する日数に不足を生じることとなるおそれのあるものを除く。

(調査基準価格の算定方法等)

第3条 調査基準価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）は、予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）に当該予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額に工事毎に算出する指數を乗じて得た額の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その割合が、10分の9.3を超える場合にあっては10分の9.3、10分の8.5に満たない場合にあっては10分の8.5を当該予定価格に乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額
- (5) スクラップ処分がある場合には、スクラップ評価額等を減じた額

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の割合を10分の8.5から10分の9.3の範囲内で定めることができる。

（失格基準価格）

第4条 失格基準価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）は、契約内容に適合した適切な施工及び品質の確保が困難であると判断するための数値的基準として設定するものとする。ただし、解体工事、プラント工事に係る入札については、失格基準価格を設けないものとする。

2 失格基準価格は、第3条において算出した調査基準価格に10分の9を乗じて得た額とする。

3 失格基準価格に達しない価格での入札については、当該入札をした者を失格とし、落札者としないものとする。

（予定価格書への記載）

第5条 調査基準価格及び失格基準価格を算定したときは、予定価格書に当該調査基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。なお、電子情報処理組織を用いた入札を実施する場合は、電子情報処理組織に予定価格登録時に併せ当該基準価格を登録する方法により、これに代えることができる。

（入札参加者への周知）

第6条 入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載し、及び当該入札を行う際に入札参加者に当該事項について説明するものとする。

- (1) 調査基準価格を設けていること。
 - (2) 最低価格が調査基準価格に達しない場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定した上その内容を各入札参加者に対して通知すること。
 - (3) 調査基準価格に達しない価格（以下「低入札価格」という。）をもって申込みした者は、最低価格をもって申込みをした者（以下「最低価格者」という。）であっても落札者とならない場合があること。
- 2 電子情報処理組織を用いて入札を実施する場合は、前各号を電子情報処理組織により入札参加者に通知するものとする。

（入札の執行）

第7条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、開札した場合において、入札参加者に低入札価格をもって申込みをした者があるときは、入札参加者に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、かつ、後日落札者を決定した上その内容を入札参加者に対して通知することを告げて入札を終了するものとする。なお、電子情報処理組織による入札を実施し開札した場合においては、調査必要又は保留としておくものとする。

（低入札価格の調査）

第8条 契約担当課の長は、前条の規定により入札を終了したときは、当該低入札価格をもって申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、別に定める藤沢市公共工事等低入札価格調査委員会に調査を依頼しなければならない。

（公共工事等低入札価格調査委員会）

第9条 低入札価格をもって申込みをした者について、前条に規定する事項を調査するため、藤沢市公共工事等低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、委員長のほか委員4人をもって組織する。
- 3 調査委員会の委員長は、財務部長を充て、委員は、計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長及び下水道部長をもって充てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（調査結果の通知）

第10条 調査委員会は、第8条に規定する調査が終了したときは、その結果を契

約担当課の長に通知するものとする。

(調査結果による対応)

第11条 契約担当課の長は、調査委員会の調査結果の通知を受けた場合において、当該通知の内容が低入札価格をもって申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると調査委員会が判定したものであるときは、最低価格者以外の入札参加者のうち最低価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定することができる。

2 契約担当課の長は、前項の規定により次順位者を落札者として決定する場合において、当該次順位者が低入札価格をもって申込みをした者であるときは、第7条に規定する調査を調査委員会に依頼しなければならない。最低価格者及び次順位者以外の入札参加者のうち最低価格をもって申込みした者が低入札価格をもって申込みをした者である場合もまた同様とする。

(入札執行者への指示)

第12条 契約担当課の長は、第10条の通知を受けたときは、当該通知の内容が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める措置を入札執行者に指示するものとする。

(1) 低入札価格をもって申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行がされると調査委員会が判定した場合当該入札価格をもって申込みをした者に対しては、落札者として決定したことを、当該者以外の入札参加者に対してはその旨を通知すること。

(2) 低入札価格をもって申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると調査委員会が判定した場合、最低価格者を落札者とせず、次順位者又は最低価格者及び次順位者以外の入札参加者のうち最低価格をもって申込みをした者を落札者として決定したことを最低価格者、次順位者及びそれらのもの以外の入札参加者に通知するものとする。

2 電子情報処理組織を用いた入札を実施した場合で、前各号に該当するときは電子情報処理組織により入札参加者に通知するものとする。

3 入札執行者は、前項の措置を採ったときには、入札結果報告書に当該措置の内容及び経過を朱記して決裁を受けるものとする。この場合において、入札結果報告書の落札者の欄には「調査後決定」と、落札者としない最低価格者又は最低価格者及び次順位者の欄には「調査後失格」と記載するものとする。

(決定後の措置)

第13条 契約担当課の長は、第11条の規定により落札者を決定したときは、当該工事の施工を担当する課の長に監督体制の強化その他契約の内容に適合した履行がされるために必要な措置を依頼するものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の改正後の規定は、この要領の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年4月1日から施行する。